

【介護保険のしくみ】

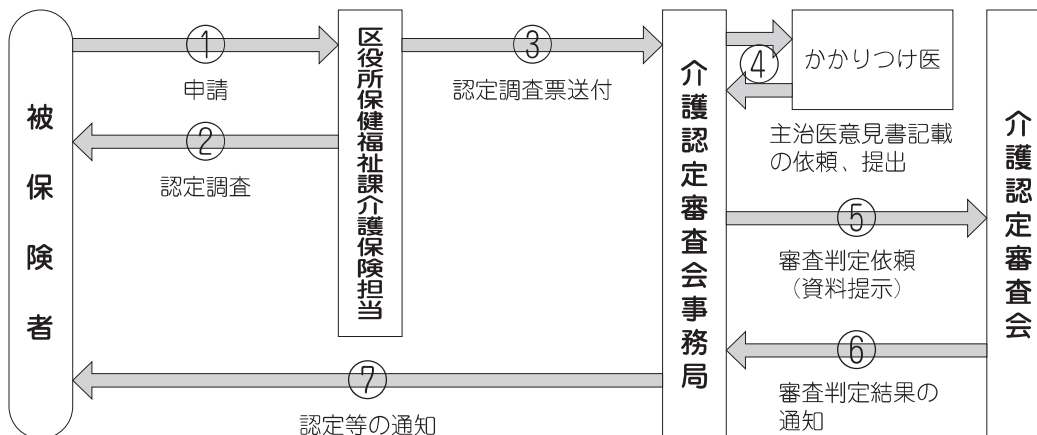
～ 申請から認定までのながれ ～

被保険者が意見書の記載を依頼する主治医を選んで
申請書を区役所に提出することから始まります。

- ★ 申請のあった翌開庁日に、介護認定審査会事務局から主治医に依頼書を送付しています。
- ★ 認定の有効期間は、3ヶ月から36ヶ月です。
- ★ 更新申請は、有効期限が切れる60日前から申請できます。
- ★ 変更申請は、介護を必要とする状態が変わればいつでもできます。

要介護認定までのながれ

要介護、要支援の認定



① 申請

認知症や寝たきり等で介護を必要とする本人または家族などが要介護・要支援認定の申請を行う。

② 認定調査

認定調査員が被保険者に対して、下記の項目について聞き取りを行う。

（調査項目）1. 身体機能・起居動作（例：視力や聴力の状態）、2. 生活機能（例：移乗、食事摂取等の日常生活動作の機能）、3. 認知機能（例：意思伝達等の能力、徘徊等の有無）、4. 精神・行動障害（例：被害的、昼夜逆転等の有無）、5. 社会生活への適応（例：薬の内服、金銭の管理等の社会生活を行う能力や集団への不適応等の有無）その他、特別な医療（例：点滴の管理や透析等の有無）

③ 認定調査結果送付

認定調査票を区役所保健福祉課介護保険担当から介護認定審査会事務局へ送付する。

④ 主治医意見書の依頼、提出

かかりつけ医が身体の状態や特別な医療、認知症の有無、医学的観点からの留意事項等を記載した主治医意見書を作成し、介護認定審査会事務局へ送付する。

⑤ 審査、判定依頼

被保険者の要介護・要支援認定の審査判定を行うため、介護認定審査会に対し、審査会資料（一次判定結果、特記事項、主治医意見書）を提示する。

介護認定審査会

被保険者が要介護者または要支援者に該当するかを審査判定する。

介護認定審査会の委員は、保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから市長が任命する

⑥ 審査判定結果の通知 ⑦ 認定等の通知

介護認定審査会の審査判定結果をもとに、被保険者に対し、認定結果通知書、被保険者証を送付する。